

令和7年度

## 徳島市住宅用太陽光発電システム・蓄エネルギー機器等 導入支援事業補助金のお知らせ

本市では、地球温暖化対策の推進及び脱炭素社会の形成を図ることを目的に、住宅用太陽光発電システム・蓄エネルギー機器等を設置される方を対象に補助金を交付します。

**申請受付期間** 令和7年4月10日（木）～令和8年2月27日（金）

※受付期間内であっても、予算を超えた場合は受付を終了します。

### 〔申請要件〕

- 補助対象設備の設置工事の着手前であること。
- 申請受付期間に補助金交付申請を行い、工事完了日から起算して30日以内、又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに実績報告書が提出できること。

### 〔補助金交付対象者〕 以下の全ての要件に該当する者（法人は対象外）

- 自らが居住するための市内の既築・新築住宅（店舗、事務所等との兼用住宅含む）に補助対象設備を自ら購入して設置しようとする者
- 申請を行う住宅用太陽光発電システムで発電した電力もしくは申請を行う家庭用蓄電システム又は電気自動車充給電設備と接続する太陽光発電システムで発電した電力の大半を住宅の居住用部分で使用しようとする者
- 市税を滞納していない者
- 実績報告時まで、本市の住民基本台帳に登録された住所（補助対象設備を設置した住所）に居住し、設置後市が行う調査に協力可能な者

### 〔補助対象設備〕

補助対象設備	対象システムが満たすべき要件
住宅用太陽光発電システム	① 太陽光発電設備の出力が2 kW以上10 kW未満であること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10 kW未満であること。 ② 未使用品であること（中古品は対象外）。 ③ 太陽電池モジュール、パワーコンディショナーを同時に設置すること。 ④ 市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者又は徳島市民である個人事業主から購入したシステムであること。
家庭用蓄電システム	① 未使用品であること（中古品は対象外）。 ② 市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者又は徳島市民である個人事業主から購入したシステムであること。 ③ 国が補助事業を委託した団体の実施する「ZEH支援事業」において蓄電システム登録済一覧に記載されているものであること。 ④ 常時、太陽光発電システムと接続すること（接続する太陽光発電システムは新設・既設を問わない。）
電気自動車等充給電設備（V2H）	① 未使用品であること（中古品は対象外）。 ② 市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者又は徳島市民である個人事業主から購入したシステムであること。 ③ 国が平成25年以降に実施するV2Hに係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであること。 ④ 常時、太陽光発電システムと接続すること（接続する太陽光発電システムは新設・既設を問わない。）

### 〔補助額〕

補助対象設備	補助額
住宅用太陽光発電システム	5万円（ただし、補助対象経費が5万円より少ない場合は、その金額）
家庭用蓄電システム	5万円（ただし、補助対象経費が5万円より少ない場合は、その金額）
電気自動車等充給電設備（V2H）	5万円（ただし、補助対象経費が5万円より少ない場合は、その金額）

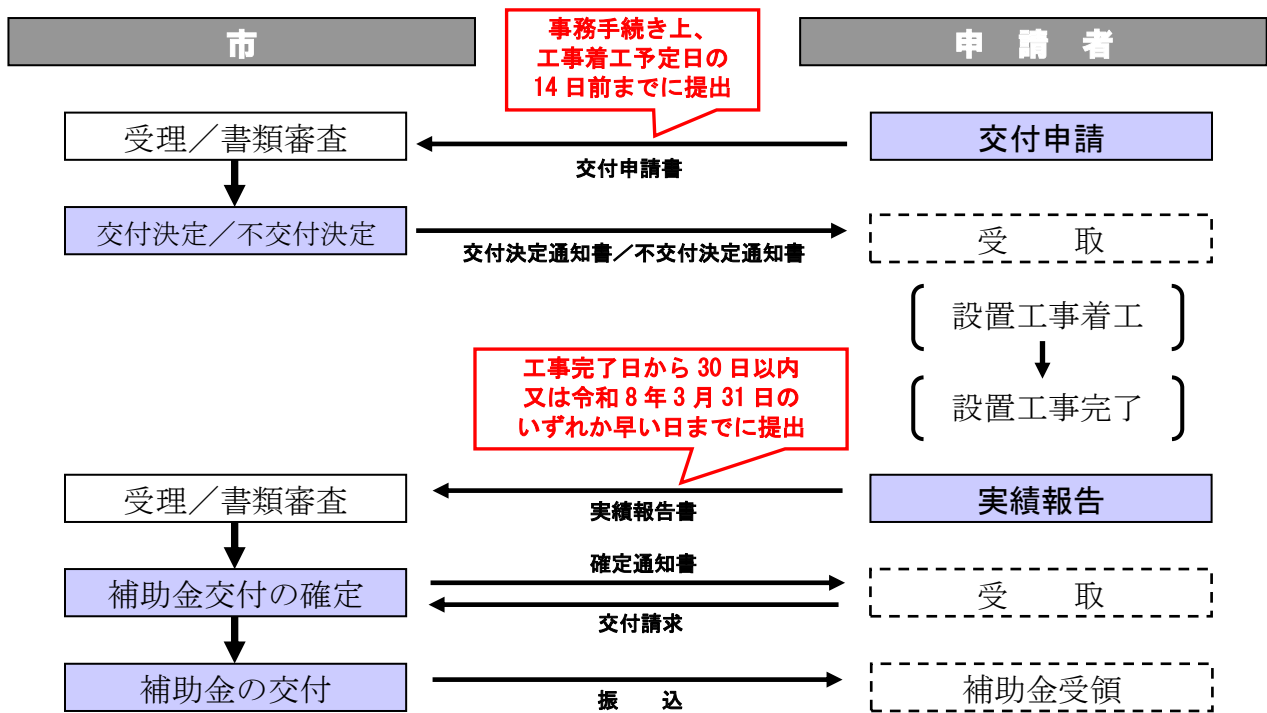
## 〔申請方法〕

申請書に必要な書類を添付して、環境保全課までお持ちください。（原則として、郵送では受け付けておりません。）  
申請書類の様式は徳島市のホームページからダウンロードできます。

## 〔申請に必要な書類〕

交付申請書の提出時
①交付申請書 ②設置予定場所の位置図（住宅地図等） ③設置に係る見積書等のコピー（宛名は申請者と同一、販売店の <b>会社（支店）名称・所在地</b> を記載） ④工事着手前の現況が確認できる写真（設置後と比較できるもの。撮影日（申請書提出日以前1か月以内に撮影されたものに限る）、設置予定箇所を手書きで記載） ⑤申請者が確認できるもののコピー（マイナンバーカード（表面）、自動車運転免許証、健康保険被保険者証など）
実績報告書の提出時
①実績報告書 ②対象システムの設置状況を示す写真 住宅用太陽光発電システム：建物全景とモジュール、パワコン等を設置した各部分ごと 家庭用蓄電システム：蓄電池、パワコン等を設置した各部分ごと 電気自動車充電設備：EV用パワコン、モニター画面等を設置した各部分ごと ③領収書のコピー（宛名は申請者と同一） ④申請者本人の住民票の写し（原本。コピー不可。実績報告書提出日以前3か月以内に発行されたもの。） ⑤アンケート用紙
補助金の確定後
①補助金交付請求書 ②受取口座の通帳のコピー（金融機関名、取引支店名、氏名、口座番号が印字されている部分のコピー）

## 〔手続きの流れ〕



※このほか設置工事等の大幅な変更、廃止が生じる場合は別途手続きが必要です。

## 〔システムの管理等について〕

補助の対象となった各設備については、住宅用太陽光発電システム（17年）、家庭用蓄電システム（6年）、電気自動車等充電設備（6年）の法定耐用年数期間は、「善良なる管理者の注意」をもって管理するほか、売却し、譲渡し、廃棄し、又は担保などに供するときは、市長の承認を受ける必要があります。

〔申請先・問い合わせ先〕 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市 環境部 環境保全課 TEL: (088) 621-5213 FAX: (088) 621-5210